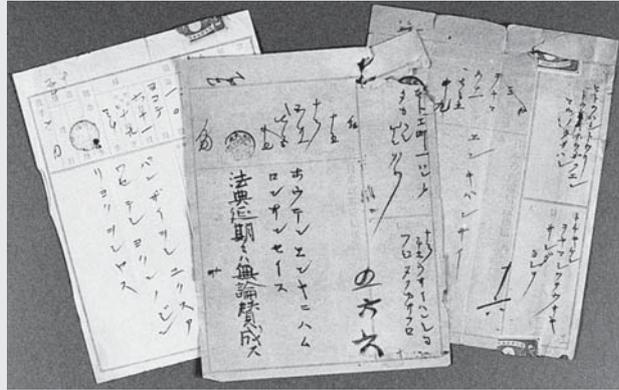


法典論争と東京法学院



東京法学院に寄せられた延期派の電報

1890（明治23）年、民法と商法が公布され、法曹界では新法典に対する論議が高まり、ついにはその実施か延期かをめぐって、政財界を巻き込んだ大論争となった。

この論争で、本学の創立者や講師たちは英吉利法律学校・東京法学院の機関誌であった『法理精華』や『法学新報』誌上で延期の論陣を張り、法典の内容や断行派を批判する論文を次々と掲載した。他方、断行派も明治法律学校を中心に法治協会や明法会などを組織して延期派への反駁と断行論をさかんに主張した。

両派の論争は、92年5月、第3議会への施行延期法律案の上程にともなって政治運動の様相を呈し、激しい議会多数派工作が展開された。法典実施の大運動を決めた明治法律学校では、十数万円貯まっていた同校講法会の基本財産から5万円という大金を支出し、世論を喚起する運動費とした。これに対し延期派も東京法学院を司令部とし、政党各派別に新聞記者や法学者を巻き込んで延期賛成議員の獲得と確保の運動を行うこととし、懇親会などでは1,000円を目途に法学院から支出することを決めている。

この英法派と仏法派の法律学校の生き残りをかけた大論戦ともいわれる法典論争は、各校に多大な影響を残しながら、92年6月、実施延期法案の衆議院通過で政治的に決着がついた。